

【内閣情報調査室】経済部門 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和6年5月22日最終改定

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
その他の事項						
22 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	取得した文書の管理を行うための帳簿等	・ 受付簿	5年	2 (1)①22	廃棄
		情報セキュリティに係る職員からの各種許可申請等に関する文書	・ 各種申請書	1年		
26 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（15の項、19の項及び25の項⑨に掲げるものを除く。）	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・ 契約関係	契約が終了する日に係る特定日以後5年	2 (1)①26	廃棄
28 調査又は研究に関する事項	情報の収集調査（1の項から27の項までに掲げるものを除く。）	情報の収集及び分析その他の調査の結果に関する文書	・ 報告資料	3年	2 (1)①28	廃棄
- その他の事項	その他の事項	秘密文書の取り扱い	・ 秘密文書取扱者名簿	5年	-	廃棄
		保全確認に関する文書	・ 保全確認文書	5年		